



佐賀県公報

平成18年
2月28日
(火曜日)
号 外

◎佐賀県規則第六号

市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則

(佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正

卷之三

則第十一号)の一部を次のように改正する。

◎市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則

規則
伴う佐賀県規則の整理に関する規則
(六・市町村課)

- 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回
- 市町の廃置分合に伴う杵島郡及び武雄市の人口
- 町村の廃置分合に伴う吉野ヶ里町の人口
- 町の廃置分合に伴う有田町の人口

公安局委員會事項

◎佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正

する規則

公布された規則のあらまし

○市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則（規則第六号）

1 地方自治法の規定に基づき、平成一八年三月一日に武雄市、吉野ヶ里町及び有田町に係る合併が行われることに伴い、佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則のほか二規則について、所要の改正を行うこととした。
2 この規則は、平成一八年三月一日から施行することとした。

規則

市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則をここに公布する。

佐賀県知事 古川康

古川

康

第四条第八項の工務第一課の分掌事務の第二号中「並びに西松浦郡有田町及び西有田町」を「及び西松浦郡有田町」に改める。

第四条第八項の工務第一課の分掌事務の第二号中「並びに西松浦郡有田町及び西有田町」を「及び西松浦郡有田町」に改める。

第三条 建築基準法施行細則（昭和三十六年佐賀県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表中「武雄市」を「武雄市（山内町を除く。）」に、「三田川町 東脊振村」を「吉野ヶ里町」に、「有田町 西有田町 北方町」を「有田町」に、「山内町」を「武雄市（山内町に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月一日から施行する。

○ 告 示

● 佐賀県告示第百十四号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省

令第八号）第一条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

平成十八年二月二十八日

名 称	所 在 地	開 設 者
西有田共立病院	西松浦郡西有田町大木乙一四八五番地三	西有田町長
武雄市立武雄市民病院	武雄市武雄町大字富岡一一〇八三番地	武雄市長

● 佐賀県告示第百十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項第一号及び第一百七十七条第一項の規定により、平成十八年三月一日から武雄市、杵島郡山内町及び同郡北方町を廃し、その区域をもつて同郡有田町を設置する場合の有田町の人口を、次のとおり告示する。

平成十八年二月二十八日

吉野ヶ里町 一六、一〇四人

佐賀県知事 古 川 康

● 佐賀県告示第百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十七条第一項の規定により、平成十八年三月一日から西松浦郡有田町及び同郡西有田町を廃し、その区域をもつて同郡有田町を設置する場合の有田町の人口を、次のとおり告示する。

平成十八年二月二十八日

有田町 二一、五六七人

佐賀県知事 古 川 康

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月二十八日

杵島郡 四四、六四四人
武雄市 五一、四九七人

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県公安委員会

平成十八年二月二十八日

●佐賀県公安委員会規則第一号

佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(佐賀県警察組織規則の一部改正)

第一条 佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表の佐賀県神埼警察署の三田川交番の項を次のように改める。

三田川交番	神埼郡吉野ヶ里町立野
	吉野ヶ里町のうち、吉田、田手、豆田、箱川、立野、大曲(横田、大塚ヶ里、大曲、在川、松葉)

別表第一の一の表の佐賀県有田警察署の有田中部交番の項を次のように改める。

有田中部交番	西松浦郡有田町本町
	有田町のうち、境野、古木場、戸矢、大野、桑古場、本町、戸杓、外尾町、外尾山、丸尾、赤坂、黒牟田、応法、南原、南山

別表第一の二の表の佐賀県神埼警察署の東脊振警察官駐在所の項を次のように改める。

東脊振	神埼郡吉野ヶ里町三津
	吉野ヶ里町のうち、松隈、石動、三津、大曲(横田、大塚ヶ里、大曲、在川、松葉を除く。)

別表第一の二の表の佐賀県有田警察署の曲川警察官駐在所の項を次のように改める。

曲川警察官駐在所	西松浦郡有田町北川内
	有田町のうち、蔵宿、仏ノ原、黒川、代々木、下本、原明、上本、

委員長 檜垣 南治子

大山 "	"	舞原、楠木原、北川内、上内野、下内野
大木宿 "	"	岳、山谷切口、上山谷、下山谷、広瀬山、広瀬、立部、大木宿、山本、桑木原
宮野 "	" 山内町	有田町のうち、二ノ瀬、山谷牧、(立野川内を除く。) 大字宮野

三間坂 "	"	武雄市三間坂、大字犬走、大字宮野(立野川内)
大字三間坂	"	武雄市(立野川内)のうち、山内町(大字鳥海、大字三間坂、大字犬走、大字宮野)

志久 "	武雄市北方町大字志久	武雄市のうち、北方町(大字志久(焼米、追分を除く。))
橋下 "	"	武雄市のうち、北方町(大字志久(焼米、追分)、大字大渡、大字芦原(原、大字大崎(久津具)))
大崎 "	大字芦原	武雄市(久津具を除く。)のうち、北方町(大字大崎)

別表第一の二の表の佐賀県大町警察署の志久警察官駐在所の項、橋下警察官駐在所の項及び大崎警察官駐在所の項を次のように改める。

(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第二条 佐賀県道路交通法施行細則(昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表の佐賀県有田警察署の曲川警察官駐在所の項及び大山警察官駐在所の項を次のように改める。

別表第一の二の表の佐賀県有田警察署の曲川警察官駐在所の項及び大山警察官駐在所の項を次のように改める。

別表第一の二の一般国道三五号の項中「西有田町大字曲川字大湯牟田甲二四七四番二」を「有田町原明甲字大湯牟田二四七四番二」に改め、同表の一般国道二〇二号の項中「西有田町大字曲川字川の口甲一九七三番一」を「有田町原明甲字川の口一九七三番一」に改め、同表の一般国道三八五号の項中

「東脊振村大字三津」を「吉野ヶ里町三津」に、「東脊振村大字石動」を「吉野ヶ里町石動」に改め、同表の県道佐賀川久保鳥栖線の項中「東脊振村大字三津」を「吉野ヶ里町三津」に、「東脊振村大字大曲」を「吉野ヶ里町大曲」に改め、同表の村道工業団地一号線の項を次のように改める。

町道工業団地一号線	神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山四九九九番一一から神埼郡吉野ヶ里町大曲字東山一〇九〇番四まで
-----------	---

附 則

この規則は、平成十八年三月一日から施行する。

申込先
購読料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年二月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷